

委員会意見への対応状況の報告時期について

1. 現状

猪名川・藻川河川保全利用委員会は、公園等の占用施設の新設及び更新の許可にあたって意見を述べることを目的の一つとしている。

これらの意見は、占用地及び周辺の自然環境等を評価して、占用者に対し「川でなければできない利用、川に活かされた利用」への取り組みとして、改善・是正すべき事項を助言するものである。

しかし、現状、特段の事情がない限り、占用許可期間は5年としていることから、その取り組みについて、委員会に報告されるのは5年先となる。

2. 今後の対応策

本来、委員会の意見は、きめ細かく、新たな取り組みを行う都度述べるのが好ましいが、上記のとおり委員会審議のインターバルが長く、その機会がない。

そこで、許可期間の中間年に占用者から、簡単な様式を用い、その取り組みに関する中間報告を求めることとする。

① 報告時期

- ・ 許可期間4年未満の案件 → 中間報告は求めない
- ・ " 4年以上5年未満の案件 → 中間年（概ね2年後）に1回報告
- ・ " 5年以上6年未満の案件 → 中間年（概ね2～3年後）に1回報告
- ・ " 6年以上 → 当面許可期間を概ね5年としていることから設定しない

② 報告形式

委員会の意見に対する取り組みについては、その内容をわかりやすく箇条書きにまとめて報告する。（「取り組み状況報告書（案）」参照）

③ 報告手続き

占用者が「取り組み状況報告書（案）」に必要事項を記入し、委員会の1～2ヶ月前までに事務局に送付する。

④ 委員会による検証

委員会は、占用者から提出された「取り組み状況報告書（案）」を検証し、改善・是正の必要があれば意見を述べる。

3. 今年度許可更新を行なった案件に対する報告時期

今年度許可更新を行なった案件について、中間報告時期を次のとおりとする。

表-1 中間報告時期

許可更新案件	中間報告時期
① 下加茂公園（川西市）	平成 24 年
② 緑地広場（尼崎市）	平成 24 年
③ 猪名川河川敷緑地（伊丹市）	平成 24 年
④ 猪名川河川敷公園（尼崎市）	平成 24 年
⑤ 猪名川第 1 第 2 運動公園（伊丹市）	平成 24 年
⑥ 藻川河川敷公園（尼崎市）	平成 24 年

※概ね 2 年後に中間報告を求める

取り組み状況報告書(案) ○○○○○○公園（□□□市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備 考